

喜多方市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

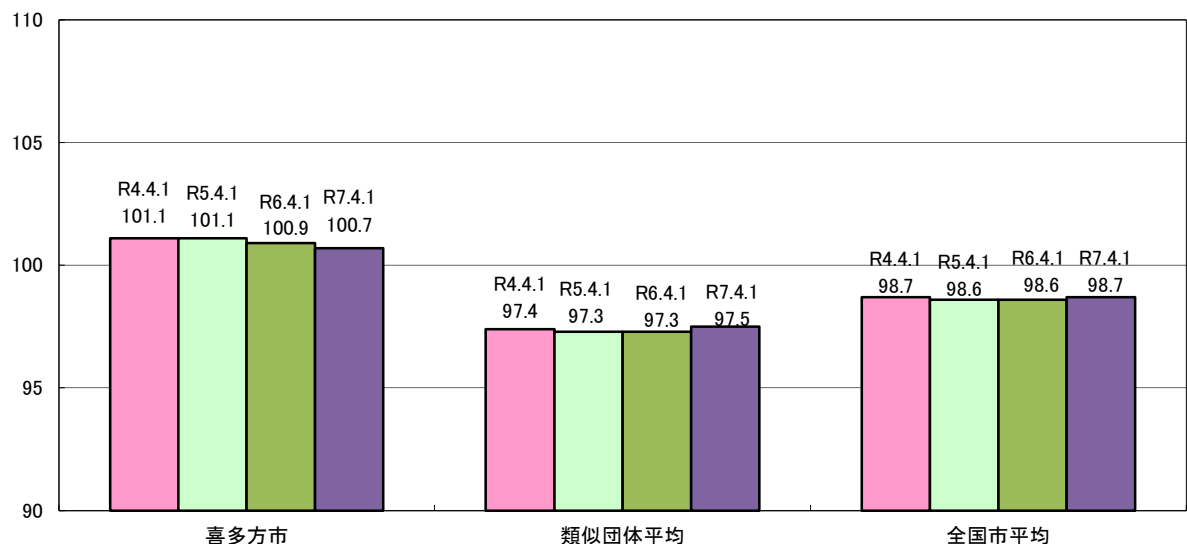
区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	43,519	29,125,900	357,249	5,357,721	18.4	17.2

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平 均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	459	1,855,480	303,627	756,441	2,915,548	6,351	6,123

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 ラスパイレス指数の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由

③高校卒及び短大卒の職員が国家公務員と比較して管理職となる割合が高いため。
今後も福島県人事委員会勧告等を踏まえながら、給与水準の適正化を図り改善に努めます。

(4) 給与改定の状況

人事委員会の設置なし

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[☒ 実施 ☐ 未実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和8年4月1日

(内容)一般行政職の給料表について、県の見直し内容を踏まえ、1級及び3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。(国の8級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

②その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当及び単身赴任手当について、県と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
喜多方市	42.3 歳	338,719 円	387,271 円	364,951 円
福島県	42.7 歳	335,600 円	417,259 円	366,537 円
国	41.9 歳	332,237 円	— 円	414,480 円
類似団体	42.6 歳	327,221 円	383,976 円	354,371 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
喜多方市	50.0 歳	8 人	338,000 円	364,775 円	370,058 円
うち学校給食員	52.1 歳	3 人	365,500 円	383,267 円	389,767 円
うち自動車運転手	44.2 歳	3 人	287,700 円	337,400 円	342,758 円
うちその他	55.7 歳	2 人	372,000 円	378,000 円	381,342 円
福島県	53.3 歳	125 人	302,100 円	339,471 円	314,399 円
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	—	337,907 円
類似団体	52.3 歳	10 人	312,166 円	339,859 円	325,721 円

区 分	民 間			参 考
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
喜多方市	—	—	—	—
うち学校給食員	飲食物調理従事者	44.8 歳	242,300 円	1.58
うち自動車運転手	乗用自動車運転者 (タクシー運転者を除く)	62.8 歳	194,000 円	1.95
うちその他	—	—	—	—
福島県	—	—	—	—
国	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
喜多方市	—	—	—
うち学校給食員	6,467,700 円	3,138,800 円	2.06
うち自動車運転手	5,542,800 円	2,567,800 円	2.16
うちその他	—	—	—

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和4年～令和6年の3ヶ年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		喜多方市	福島県	国
一般行政職	大 学 卒	200,500 円	230,300 円	220,000 円
	高 校 卒	169,900 円	198,000 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	179,600 円	196,900 円	—
	中 学 卒	164,000 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	283,590 円	372,200 円	382,000 円	399,400 円
	高 校 卒	261,643 円	357,500 円	375,750 円	387,400 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	313,000 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

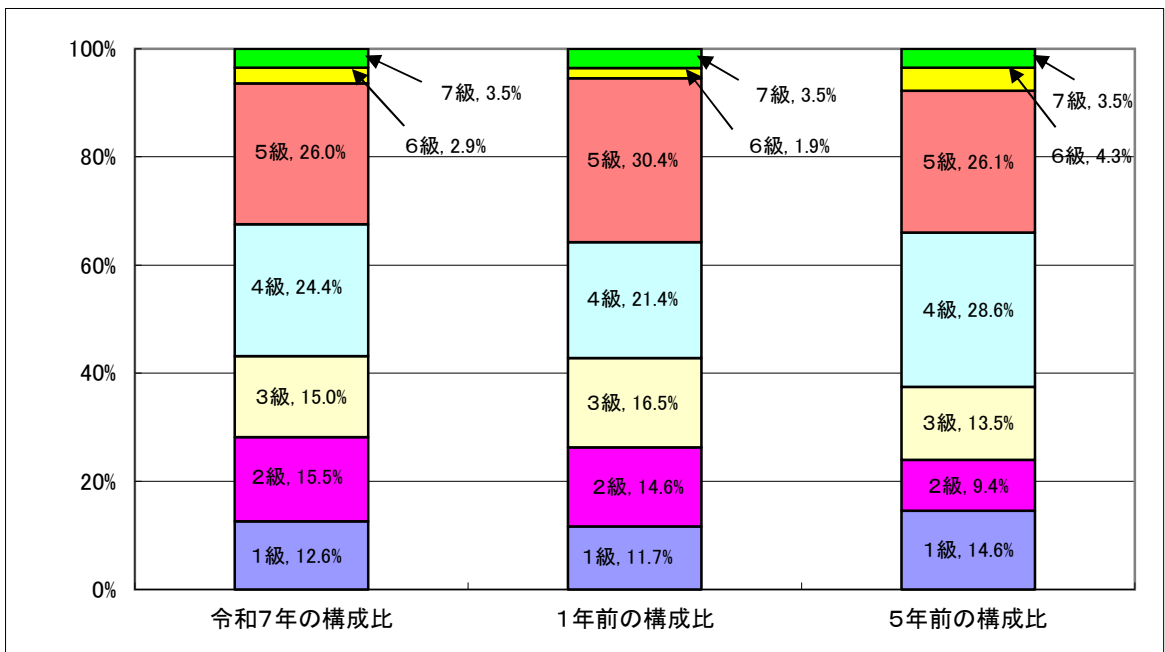
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・技師	47 人	12.6 %	147,700 円	255,100 円
2 級	副主査・副技査	58 人	15.6 %	211,800 円	312,100 円
3 級	主査・技査	56 人	15.0 %	244,600 円	359,100 円
4 級	係長・副主任主査・主査	91 人	24.4 %	276,500 円	397,600 円
5 級	課長・課長補佐・主任主査	97 人	26.0 %	301,000 円	411,700 円
6 級	参事・課長	11 人	3.0 %	330,300 円	424,800 円
7 級	部長・支所長	13 人	3.5 %	374,100 円	456,800 円

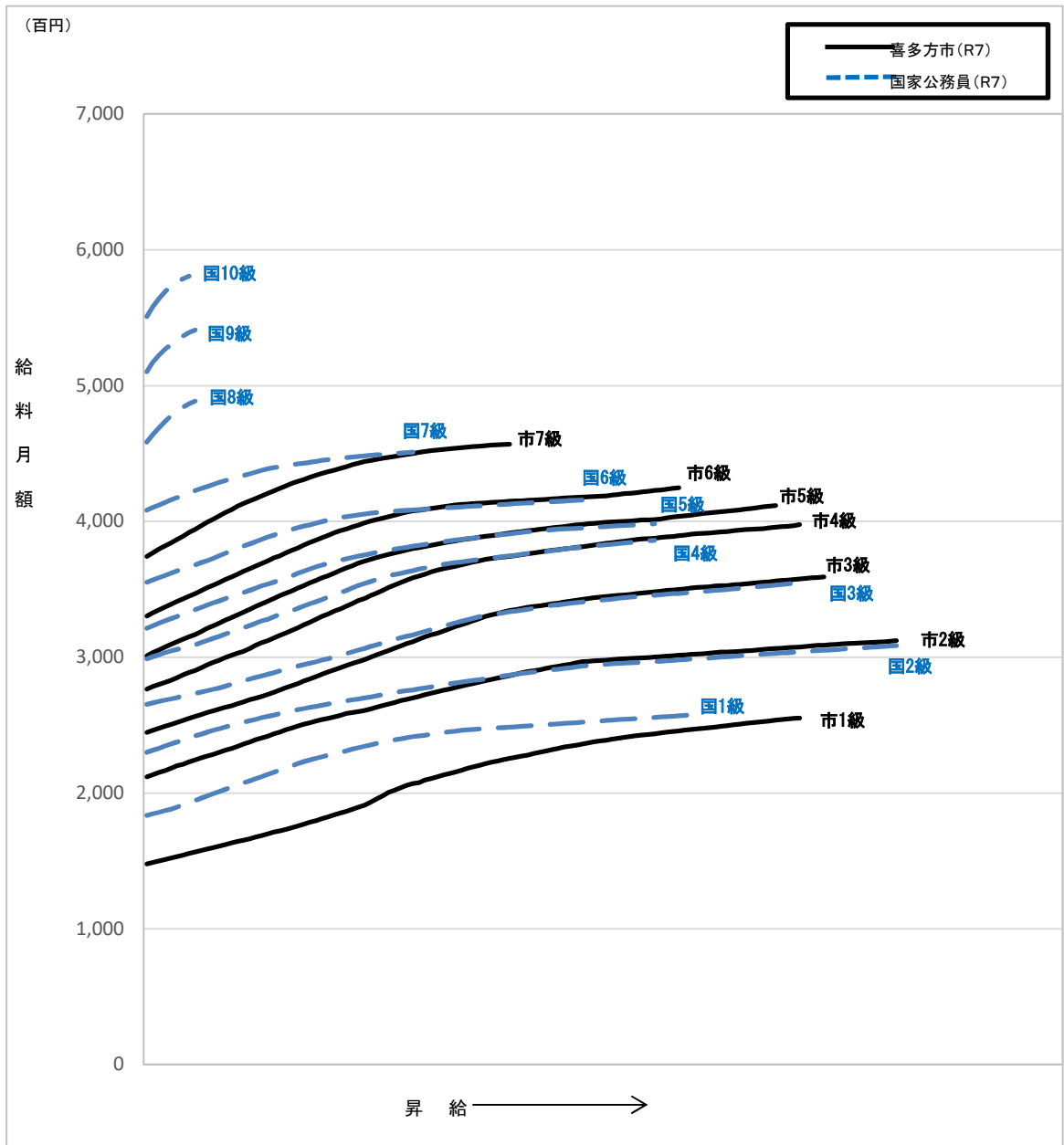
(注) 1 喜多方市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年4月1日に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一)) (令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(喜多方市)

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ(一律)					
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

喜多方市	福島県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,648 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,760 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(喜多方市)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を実施している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

喜多方市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2%～20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(割増率2%～45%)		
(退職時特別昇給 無)					
1人当たり平均支給額	769 千円	21,987 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当(令和7年4月1日現在) 制度なし

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		9 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		4,500 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		0.44 %		
手当の種類(手当数)		5 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	感染症にかかっている患者の救護作業及び病原体に汚染された物件の処理作業等の防疫作業 ①その他の業務 ②新型コロナウイルス感染症患者等の身体に接触する業務 ③②以外の新型コロナウイルス感染症関連業務	- 千円	①1日 200円 ②1日 4,000円 ③1日 3,000円
行旅死病人取扱業務に従事する職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	行旅病人及行旅死亡人取扱法に規定する業務	- 千円	死亡1件 4,000円 病人1件 1,000円
災害時出勤職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	火災及び出水等に際し設置される災害対策本部の業務のうち市長の指定する業務	- 千円	1日 500円
除雪業務に従事する職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	除雪作業用自動車による除雪業務	9 千円	1日 300円
用地交渉に従事する職員の特殊勤務手当	右記業務に従事した職員	公共の用に供する事業に必要な土地の取得等のための庁外においての交渉業務	- 千円	1日 250円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	137,599 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	317 千円
支給実績(令和5年度決算)	154,560 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	354 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		30,398 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		65,232 円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額(月額)
4級地	世帯主(扶養あり)	17,800 円
	世帯主(扶養なし)	10,200 円
	その他	7,360 円

(7) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	①配偶者及び父母等 3,000円 ②子 11,500円 ※満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同	—	47,425 千円	219,560 円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員に支給。 (最高限度額 28,000円)	異	①家賃20,500円以下 家賃額-9,500円 ②家賃20,500円を超え54,500円未満 (家賃額-20,500円)×1/2+11,000円 ③家賃54,500円以上 28,000円	20,878 千円	248,548 円
通勤手当	①交通機関等利用者 55,000円を越えるときは、その額と55,000円との差額の1/2を55,000円に加算。 ②自動車等使用者 2km以上3,000～56,400円	異	自動車等使用者における距離区分、支給額ともに福島県に準拠	33,698 千円	89,861 円
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員に支給。 基本額30,000円、距離に応じた加算額6,000円～58,000円	異	距離に応じた加算額8,000円～70,000円	1,272 千円	424,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について支給 ①部長 61,000円 ②参事 53,000円 ③課長 45,000円 ④主幹 39,000円	異	その勤務箇所・給料表・職務の級に応じて支給	32,348 千円	577,643 円

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給料月額等	
給料	市 長	760,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額
	(副 市 長	(950,000 円)	985,000 円 / 391,500 円
	副 市 長	684,000 円	790,000 円 / 420,000 円
報酬	議 長	442,000 円	545,000 円 / 230,000 円
	副 議 長	390,000 円	475,000 円 / 200,000 円
	議 員	367,000 円	442,000 円 / 180,000 円
期末手当	市 長	(令和6年度支給割合)	
	副 市 長	3.25 月分	
	議 長	(令和6年度支給割合)	
退職手当	副 議 長	3.40 月分	
	議 員		
	備 考		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

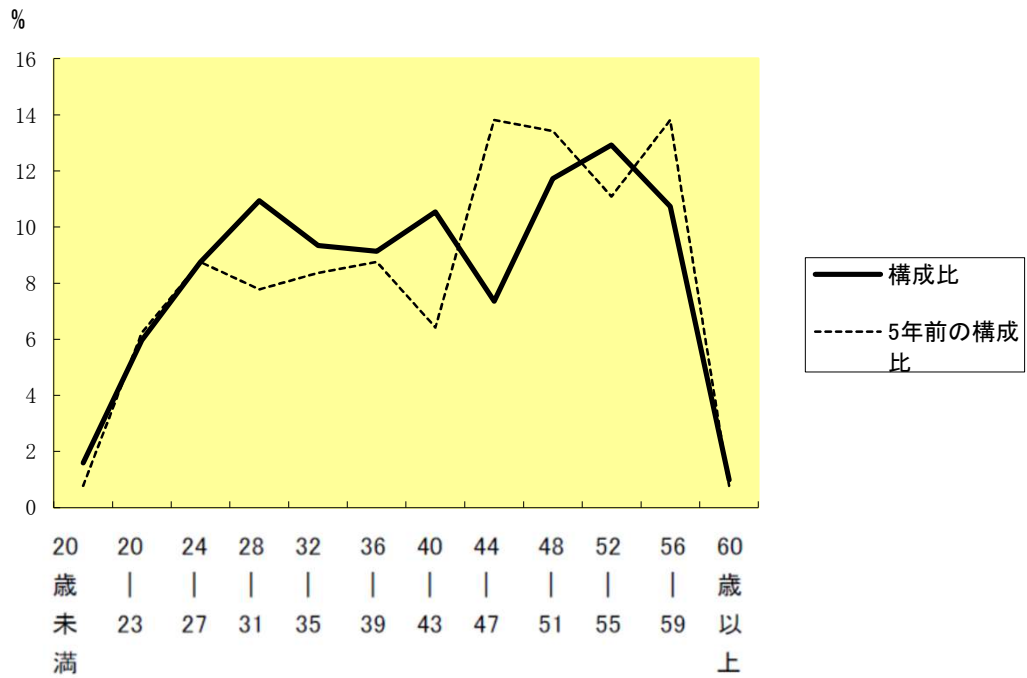
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和6年	令和7年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	6	0	ふるさと納税推進体制強化など
		総務・企画	125	128	3	
		税務	22	22	0	
		民生	113	112	△ 1	こども園保育教諭の退職不補充など 保健センターの体制強化など
		衛生	39	41	2	
		労働	1	1	0	
		農林水産	35	35	0	商工業雇用創業支援体制強化など 維持管理体制強化など
		商工	30	32	2	
		土木	40	41	1	
		計	411	418	7	<参考> 人口1万人当たり職員数 96.05人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 86.2人)
	教育部門	48	47	△ 1	指導主事(県教委割愛職員)減員など	
	消防部門	—	—	—	—	
	小計	459	465	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 106.85人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 110.71人)	
公営会計事業部等		水道	10	9	△ 1	組織改編(上下水道課に統合)など 組織改編(上下水道課に統合)など
		下水道	11	9	△ 2	
		その他	20	20	0	
		小 計	41	38	△ 3	
合 計			500 [625]	503 [625]	3 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 115.58人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	8人	30人	44人	55人	47人	46人	53人	37人	59人	65人	54人	5人	503人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部 門 別 \ 年 度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	420	419	422	419	411	418	△ 2 (△0.5%)
教育	49	48	49	48	48	47	△ 2 (△4.1%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
普通会計計	469	467	471	467	459	465	△ 4 (△0.9%)
公営企業等会計計	45	44	38	41	41	38	△ 7 (△15.6%)
総合計	514	511	509	508	500	503	△ 11 (△2.1%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。